

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高齢者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、医療及び介護を総合的に確保することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第2欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第3欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(同表第5欄に定める額を限度とする。)と総事業費から診療収入額及び寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「交付基礎額」という。)に、同表の第6欄に定める率を乗じて得た額(ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付の条件)

第3条の2 補助事業のうち認定看護師養成研修受講補助事業にあつては、当該研修会を受講した看護職員が研修会受講年度を含め3年度以内に認定看護師となるための認定審査に合格しなかった場合には、補助事業者は当該認定審査に合格しなかった者に係る補助金の全額を県へ返還しなければならない。

なお、合格したときは別紙1により医療政策課長へ報告するものとする。

- 2 前項の補助金の交付を受けた補助事業者は、当該補助金の交付を受けて認定看護師資格を取得した看護職員に対して、他の医療機関等から研修会講師や技術指導の実施について要請があつた場合には、当該職員を派遣するよう努めなければならない。
- 3 補助事業のうち認定看護師養成研修受講補助事業及び看護師の特定行為研修受講補助事業にあつては、当該研修を修了見込みであつた看護職員が当該研修を修了しなかった場合には、補助事業者は当該研修を修了しなかった者に係る補助金の全額を県へ返還しなければならない。
なお、修了したときは、認定看護師養成研修については別紙2により、看護師の特定行為研修については別紙3により医療政策課長へ報告するものとし、第11条第1項の実績報告時に当該研修修了証の写しを原本証明の上添付する場合はこの報告は不要とする。
- 4 補助事業のうちICTを活用した医療連携体制構築のための電子カルテシステム整備促進事業にあつては、補助事業者は当該補助事業の完了した年度の翌年度末までに鳥取県地域医療連携ネットワーク(おしどりネット)に相互参照機関として参加しなかった場合には、当該補助事業に係る補助金の全額を県へ返還しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると知事が認める場合はこの限りでない。

(流用の禁止)

第4条 別表の第2欄に掲げるそれぞれの事業の間においては、補助対象経費の流用をしてはならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別表の第11欄に掲げるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率(別表の第6欄に定め

る率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定に係わらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、別表第7欄に○印を付した補助事業を行う場合以外の場合(同条第1号又は第2号に該当する場合を除く。)とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第10欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(遂行状況報告)

第9条 本補助金の事業遂行状況報告については、様式第5号により毎年度12月末現在の状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

2 前項の補助事業は、別表の第9欄に○印を付したものとする。

(完了届の時期等)

第10条 規則第15条第1項の届出は、補助事業の完了の日から10日以内に行わなければならない。

2 規則第15条第1項第2号の補助事業は、別表の第8欄に○印を付したもの(同項第1号に該当するものを除く。)とする。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1)規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2)規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月25日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、別表の第12欄に掲げるものとする。

3 規則第17条第3項の報告書は、様式第6号によるものとする。

4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上(事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

- 第13条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより、自らに収入があったときは、当該収入があったことを知った日から1か月以内に知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(補助金の返還)

- 第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。
- (1) 事業が完了しないとき、又は事業の実施が不相当と認められるとき。
 - (2) 補助事業者に対し敷金、礼金等が返金された場合。ただし、返金後直ちに再度敷金、礼金等として支出するなど、実質的に事業が継続している場合は除く。

(雑則)

- 第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年1月5日から施行され、平成26年度事業から適用する。
- 2 平成26年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した事業のうち、平成26年10月31日に策定した医療介護総合確保促進法に基づく鳥取県計画(以下「計画」という。)において実施することが計画されている事業で、知事が認める事業については、本要綱に基づき実施したものとみなす。
- 3 計画において実施することが計画されている事業で、平成26年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した場合の規則第11条に基づく届出書の提出については、同条第3号の知事が別に定める場合とする。
- 4 計画において実施することが計画されている事業で、平成26年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した場合は、本要綱第9条の規定に基づく事業遂行状況の報告は要しない。
- 5 計画において実施することが計画されている事業で、平成26年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が実施した事業が完了した場合、規則第15条第1項の届出は、本要綱第10条第1項の規定に関わらず、別途知事が定める期限までに行わなければならない。
- 6 計画において実施することが計画されている事業で、平成26年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が実施した事業が完了した場合、規則第17条第1項の規定による報告は、本要綱第11条第1項第1号の規定に関わらず、別途知事が定める期限までに行わなければならない。
- 7 鳥取県救急医療施設運営費補助金交付要綱(平成12年2月15日付医第1178号鳥取県福祉保健部長通知)による小児救急医療支援事業、鳥取県医療施設等設備整備費補助金交付要綱(平成13年3月26日付医第2309号鳥取県福祉保健部長通知)による在宅歯科診療設備整備事業、鳥取県病院内保育所運営費補助金交付要綱(平成14年12月25日付医第1354号鳥取県福祉保健部長通知)に

よる病院内保育所運営事業、鳥取県認定看護師養成研修受講費補助金交付要綱(平成18年9月4日付第200600070661号鳥取県福祉保健部長通知)による認定看護師養成研修事業、鳥取県医療提供体制施設整備費補助金交付要綱(平成18年11月14日付第200600114835号鳥取県福祉保健部長通知)による看護師宿舍施設整備事業、鳥取県看護師等養成所運営事業費補助金交付要綱(平成19年1月30日付第200600059873号鳥取県福祉保健部長通知)による看護師等養成所運営事業、鳥取県病院勤務医等環境改善事業補助金交付要綱(平成21年9月10日付第200900078999号鳥取県福祉保健部長通知)による救急勤務医支援事業及び産科医等確保支援事業並びに鳥取県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱(平成22年8月10日付第201000069741号鳥取県福祉保健部長通知)による新人看護職員の卒後臨床研修事業について、これらの要綱に基づいて既に行われている平成26年度の交付申請及び交付決定は、本要綱に基づき交付申請又は交付決定が行われたものとみなす。

- 8 鳥取県助産師待機手当補助金交付要綱(平成25年3月25日付第201200200650号鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課長通知)は廃止する。なお、当要綱に基づき行われた交付申請及び交付決定は、本要綱に基づき行われたものとみなす。
- 9 本要綱第3条第2項における「同表第5欄に定める額」は、平成26年度事業にあつては「県が必要と認めた額」と読み替える。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月6日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月26日から施行され、平成27年度事業から適用する。
- 2 「在宅医療連携拠点事業」、「訪問看護師養成研修参加支援事業」、「在宅医療推進のための看護師育成事業」、「歯科衛生士復職支援事業」、「看護職員の離職防止事業」、「看護師等養成所運営事業」、「病院内保育所運営事業」、「病児・病後児等保育施設設備整備・運営事業(運営費)」について、平成26年度中に交付決定があつた場合は、本要綱の改正に関わらず、交付決定があつた時点の交付要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月9日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。
- 2 平成27年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した事業のうち、「医療情報ネットワーク整備事業」、「訪問看護等在宅医療推進ネットワーク基盤整備事業」、「精神科医療機関機能分化推進事業(施設整備)」、「地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業」、「急性期医療充実設備整備事業」、「病床の機能分化・連携推進基盤整備事業(施設整備)」、「病床の機能分化・連携推進基盤整備事業(設備整備)」、「在宅医療連携体制運営支援事業」、「精神の訪問看護ステーションのサテライト設置事業」、「訪問看護ステーション支援事業」、「認知症クリティカルパス推進事業」、「在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修事業」、「在宅医療推進事業」、「在宅医療推進事業(無菌製剤処理を可能とする機器の薬局への補助)」、「在宅歯科医療人材確保支援事業」、「在宅歯科診療設備整備事業」、「在宅医療(薬科)研修事業」、「在宅医療(薬科)研修設備整備事業」、「産科病院待機医師確保支援事業」、「周産期医療に係わる専門的スタッフの養成事業」、「歯科衛生士復職支援事業」、「看護職員災害ボランティア研修開催支援事業」、「看護教育実習環境改善施設設備整備事業(施設整備)」、「看護教育実習環境改善施設設備整備事業(設備整備)」、「看護教育教材整備事業」、「看護職員募集支援事業」、「看護師等養成所施設・設備整備事業(施設整備)」、「看護師等養成所施設・設備整備事業(設備整備)」、「看護職員就労環境改善体制整備事業」、「歯科技工士養成所施設・設備等整備事業(施設整備)」、「歯科技工士養成所施設・設備等整備事業(設備整備)」、「薬剤師不足に対応するための自動錠剤供給機整備事業」、「病院内保育所運営

事業」、「病院内保育所施設整備事業」、「病児・病後児等保育施設設備整備・運営事業(運営費)」、「病児・病後児等保育施設設備整備・運営事業(施設整備)」、「病児・病後児等保育施設設備整備・運営事業(設備整備)」、「医療機関の電子カルテシステム整備促進事業」、「医師等環境改善事業」、「医師事務作業補助者設置支援事業」、「看護職員労働環境改善事業」、「帝王切開術支援医師確保事業」については、本要綱に基づき実施したものとみなす。

- 3 前項の事業においては、平成27年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した場合の規則第11条に基づく届出書の提出については、同条第3号の知事が別に定める場合とする。
- 4 附則第2項の事業においては、平成27年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した場合は、本要綱第9条第1項の規定に基づく事業遂行状況の報告は要しない。
- 5 附則第2項の事業においては、平成27年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が実施した事業が完了した場合、規則第15条第1項の届出は、本要綱第10条第1項の規定に関わらず、別途知事が定める期限までに行わなければならない。
- 6 附則第2項の事業においては、平成27年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が実施した事業が完了した場合、規則第17条第1項の規定による報告は、本要綱第11条第1項第1号の規定に関わらず、別途知事が定める期限までに行わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月23日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月12日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。
- 2 平成28年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した事業のうち、「医療情報ネットワーク整備事業」、「地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業」、「急性期医療充実施設整備事業」、「急性期医療充実設備整備事業」、「病床の機能分化・連携推進基盤整備事業(施設整備)」、「病床の機能分化・連携推進基盤整備事業(設備整備)」、「医療介護施設連携ネットワーク整備事業」、「県東部保健医療圏の病床機能分化促進事業」、「周産期医療高度化施設設備整備事業(施設整備)」、「周産期医療高度化施設設備整備事業(設備整備)」、「在宅医療連携拠点事業」、「病床の機能分化・連携推進のための研修事業」、「在宅医療連携体制運営支援事業」、「訪問看護師養成研修参加支援事業」、「新人訪問看護師同行訪問支援事業」、「在宅医療推進のための看護師育成支援事業」、「訪問看護師待機手当支援事業」、「在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修事業」、「在宅歯科医療人材確保支援事業」、「在宅医療(薬科)研修事業」、「在宅医療(薬科)研修設備整備事業」、「在宅医療推進事業」、「在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業」、「在宅歯科診療設備整備事業」、「在宅医療PR事業」、「周産期医療に関わる専門的スタッフの養成事業」、「歯科衛生士復職支援事業」、「新人看護職員研修事業」、「新人助産師資質向上支援事業」、「看護教員養成支援事業」、「実習指導者養成支援事業」、「認定看護師養成研修事業」、「看護師等養成所運営事業」、「看護教育教材整備事業」、「看護教育実習環境改善施設設備整備事業(施設整備)」、「看護教育実習環境改善施設設備整備事業(設備整備)」、「看護教育教材整備事業」、「看護職員募集支援事業」、「看護師等養成所施設・設備整備事業(施設整備)」、「看護師等養成所施設・設備整備事業(設備整備)」、「病院内保育所運営事業」、「医療機関の電子カルテシステム整備促進事業」、「医師等環境改善事業」、「産科医等確保支援事業」、「助産師待機手当支援事業」、「救急勤務医支援事業」、「新生児医療担当医確保支援事業」、「小児救急医療支援事業」、「認定看護管理者研修参加支援事業」、「女性医師就業環境整備事業」、「地域医療連携研修会開催支援事業」については、本要綱に基づき実施したものとみなす。
- 3 前項の事業においては、平成28年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した場合の規則第11条に基づく届出書の提出については、同条第3号の知事が別に定める場合とする。

4 附則第2項の事業においては、平成28年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した場合は、本要綱第9条第1項の規定に基づく事業遂行状況の報告は要しない。

5 附則第2項の事業においては、平成28年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が実施した事業が完了した場合、規則第15条第1項の届出は、本要綱第10条第1項の規定に関わらず、別途知事が定める期限までに行わなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成29年3月29日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年11月22日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

2 平成29年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した事業のうち、「医療情報ネットワーク整備事業」、「訪問看護等在宅医療推進ネットワーク基盤整備事業」、「精神科医療機関機能分化推進事業(施設整備)」、「精神科医療機関機能分化推進事業(設備整備)」、「地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業」、「急性期医療充実施設整備事業」、「急性期医療充実設備整備事業」、「病床の機能分化・連携推進基盤整備事業(施設整備)」、「病床の機能分化・連携推進基盤整備事業(設備整備)」、「在宅医療連携拠点事業」、「在宅医療推進のための看護師育成支援事業」、「医療介護連携のための多職種連携等研修事業」、「在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業」、「訪問看護師養成研修参加支援事業」、「新人訪問看護師同行訪問支援事業」、「訪問看護師待機手当支援事業」、「県東部保健医療圏の病床機能分化促進事業(施設整備)」、「県東部保健医療圏の病床機能分化促進事業(設備整備)」、「ドクターヘリ運航管理室設備整備事業」、「ドクターヘリ搭載医療機器整備事業」、「病床の機能分化・連携推進のための研修事業」、「訪問歯科衛生士養成支援事業」、「ICTを活用した医療連携体制構築のための電子カルテシステム整備促進事業」、「在宅医療推進事業」、「在宅歯科診療設備整備事業」、「周産期医療に関わる専門的スタッフの養成事業」、「歯科衛生士復職支援事業」、「新人看護職員研修事業」、「助産師資質向上支援事業」、「看護師等養成所運営事業」、「看護教育教材整備事業」、「看護師等養成所施設・設備整備事業(施設整備)」、「看護師等養成所施設・設備整備事業(設備整備)」、「病院内保育所運営事業」、「医師等環境改善事業」、「産科医等確保支援事業」、「助産師等待機手当支援事業」、「救急勤務医支援事業」、「新生児医療担当医確保支援事業」、「小児救急医療支援事業」、「認定看護師養成研修受講補助事業」、「認定看護管理者研修参加支援事業」、「看護師の特定行為研修受講補助事業」、「女性医師就業環境整備事業」、「看護教員養成支援事業」、「実習指導者養成支援事業」、「地域医療連携研修会開催支援事業」、「死亡時画像診断システム等設備整備事業」については、本要綱に基づき実施したものとみなす。

ただし、「看護師の特定行為研修受講補助事業」について施行日までに交付決定があった場合は、本要綱別表については、交付決定があった時点のものを適用する。

3 前項の事業においては、平成29年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した場合の規則第11条に基づく届出書の提出については、同条第3号の知事が別に定める場合とする。

4 附則第2項の事業においては、平成29年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した場合は、本要綱第9条第1項の規定に基づく事業遂行状況の報告は要しない。

5 附則第2項の事業においては、平成29年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が実施した事業が完了した場合、規則第15条第1項の届出は、本要綱第10条第1項の規定に関わらず、別途知事が定める期限までに行わなければならない。

6 附則第2項の事業においては、平成29年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が実施した事業が完了した場合、規則第17条第1項の規定による報告は、本要綱第11条第1項第1号の規定に関わらず、別途知事が定める期限までに行わなければならない。